

福岡県公報

平成17年12月9日
第 2 4 7 1 号

目 次

告 示 (第2382号-第2405号)

○審査請求に対する裁決の送達	(都市計画課)	1
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	3
○予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課)	4
○公共測量の終了	(土木管理課)	4
○土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	8
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	8
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	8
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	9

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	9
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	9
○過疎地域自立促進特別措置法に基づく町道の改築工事の開始	(道路建設課)	10

公 告

○管理理容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課)	10
○管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課)	11

監 査 委 員

○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	11
----------	----------------	----

正 誤

○都市計画事業の認可(平成17年11月福岡県告示第2203号)中正誤	14
------------------------------------	----

告 示

福岡県告示第2382号

審査請求に対する裁決の送達について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第42条第3項の規定に基づき、次のように公示送達する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 送達を受けるべき者の住所及び氏名
旧 福岡県京都郡苅田町尾倉3832の1
新 所在不明
審査請求人 加来 正巳
- 公示事項
昭和54年2月10日付けで提起のあった土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定に基づく処分に係る審査請求について、平成17年5月24日裁決をした。当該裁決書の謄本は福岡県建築都市部都市計画課に保管しており、いつでもこれを交付するので審査請求人は同課に出頭のうえ受領されたい。

福岡県告示第2383号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分をした年月日
平成17年11月29日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社川端組	嘉穂郡庄内町大字筒野231	川端 知之	平成17年6月28日 平成17年9月20日 福岡県知事許可（般・特-17） 第6551号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

- (2) 停止期間

平成17年12月9日から平成17年12月23日までの15日間

- 4 処分の原因となった事実

株式会社川端組は、平成16年4月30日を審査基準日とする経営規模等評価申請書に

おいて、「筑豊酒販売(株)造成工事」、「エンジニアリング構内土木工事」及び「水洗～道租線道路改良工事（22区）」の工事を受注していないにもかかわらず、完成工事高を水増しするため、事実と相違する工事経歴書を作成したうえ、これを、工事種別別完成工事高に計上し、虚偽の内容申請を行った。また、その結果をもって公共工事の発注者に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第2384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	金田吉線 夏伊田	前	田川郡方城町大字伊方4843番2先から同郡同町大字伊方3603番4先まで	7.8 ～ 21.0	415.5
			前	同上	8.5 ～ 37.0	442.0
			後	同上	7.8 ～ 21.0	415.5
			後	同上	8.5 ～ 37.0	442.0

田川	県道	金夏伊 田吉田線	前	田川郡方城町大字伊方3634番2先から 同郡同町大字伊方3569番1先まで	12.0 ～ 27.0	193.0
			後	田川郡方城町大字伊方3634番2先から 同郡同町大字伊方3493番10先まで	12.0 ～ 27.0	233.0

福岡県告示第2385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年12月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	安武本 国分線	久留米市津福本町1688番139先から 同市津福本町1688番148先まで

福岡県告示第2386号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名

小郡市三沢526番地	医療法人寿栄会本間病院	本 松 利 治
小郡市三沢526番地	医療法人寿栄会本間病院	桑 原 史 隆
糟屋郡須恵町大字上須恵112番地の79	介護老人保健施設若杉の里	芥 川 宗 嗣
筑紫野市原田3丁目19番7号	なかむら整形外科	中 村 宏
筑紫野市二日市北2-2-1 ダイエー二日市店3F	山本皮膚科クリニック	山 本 暢 宏
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	高 橋 康 一
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	矢 野 公 一
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	陶 山 俊 輔
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	宮 蘭 博 貴
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	諸 富 伸 夫
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	多 賀 聡
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	諸 隈 宏 之
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	山 里 隆 浩
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	角 谷 学
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	金 澤 洋 介
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	渡 辺 浩 行
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	大 中 洋 平
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	金 茂 成
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	大 塚 弘 子
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	中 野 重 一
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	鬼 塚 貴 光
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	山 口 拓 嗣
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	車 忠 雄
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	島 山 英 嗣
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	江 島 和 久
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	田 中 宏 明
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	小 川 圭

遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	藤井 茂
遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	福岡新水巻病院	戸島 康晴
行橋市大橋3丁目1-28	小柳整形外科クリニック	小柳 俊二
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会大原病院	桶田 亜希
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会大原病院	前原 依子
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会大原病院	橋本 大吾
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会大原病院	伊原 浩史
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会大原病院	達川 政文
糟屋郡粕屋町大字柚須114-1	つつみクリニック	堤 卓也
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会篠栗病院	後藤 元宏

福岡県告示第2387号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定による予防接種を行う医師について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
小郡市三沢526番地	医療法人寿栄会本間病院	馬場 眞澄
小郡市三沢526番地	医療法人寿栄会本間病院	井田 樹子
小郡市三沢526番地	医療法人寿栄会本間病院	松本 学

福岡県告示第2388号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区大字朽網	平成17年11月18日

福岡県告示第2389号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称
金田町
- 2 事業の種類
庁舎駐車場拡張整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県田川郡金田町大字金田地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である金田町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり

、平成17年度金田町一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、金田町が金田町大字金田地内において、金田町庁舎裏側の公園の駐車場を拡張し、庁舎駐車場（公園駐車場兼用）として整備を行うものである。

金田町は、平成18年3月6日に赤池町及び方城町との合併によって福智町となり、金田町庁舎を福智町の本庁舎とすることが決定している。

合併により人口が約3.2倍、面積が約5.6倍に拡大し、自動車での来庁者の増加が予想されること、本庁の職員数が74人から140人程度に増加すること、町議会議員や各種役員の定数も増加すること等から、駐車場利用者は3倍以上になると考えられる。しかし、金田町庁舎の周辺は、商店、銀行、小学校、保育園、寺院等が近接しており、県道から庁舎への進入口付近は常時通行車両等で混雑している状況である。また、駐車スペースが少なく、各種申請の受付、会議等の際は支障を来しているが、敷地が狭いため駐車場の拡張も困難な状況にある。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、来庁する住民の利便性の向上、庁舎周辺の住民の安全の確保が図られ、地域住民に対する行政サービスの向上、公共の福祉増進への寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性・安全性、工事施工の難易度、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性・安全性が高く、工事の施行性に優れ、土地利用に与える影響が比較的小さく、用地費等も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れた案を採用している。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、庁舎駐車場拡張整備に必要最小限の範囲が確保されていると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるこ

とから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、来庁する住民の利便性の向上、庁舎周辺の住民の安全の確保を図るため、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、金田町から申請のあった庁舎駐車場拡張整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

金田町役場（企画産業課）

福岡県告示第2390号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年9月29日福岡県告示第1475号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2391号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和52年11月29日福岡県告示第1709号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2392号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年11月24日福岡県告示第1751号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2393号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年9月10日福岡県告示第1382号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び志摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2394号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年11月24日福岡県告示第1753号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2395号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年9月29日福岡県告示第1472号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2396号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年6月23日福岡県告示第938号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2397号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年4月28日福岡県告示第638号の2

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2398号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年11月29日福岡県告示第1996号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2399号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年11月29日福岡県告示第1995号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市

役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2400号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年12月1日福岡県告示第1811号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに豊前市役所及び犀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2401号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年11月1日福岡県告示第1889号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び杷木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2402号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1597号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー筑後ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県筑后市大字山ノ井字扇田737番1 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日

平成17年11月24日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スーパーオートボックス久留米

(2) 所在地 福岡県久留米市津福今町329番1 外

- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社オートボックスセブン	東京都江東区豊洲5丁目6番52号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社シー・エス・シー	福岡県久留米市東合川新町11番58号

- 4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年7月25日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,918㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市津福今町329番1 外	94

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市津福今町329番1 外	6

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県久留米市津福今町329番1 外	25.2

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県久留米市津福今町329番1 外	102.5

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社シー・エス・シー	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県久留米市津福今町329番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時00分～午後10時00分

福岡県告示第2405号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基づき町道の改築工事を開始するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第8条第2項の規定により次のように告示する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
下横山東西線	八女郡上陽町大字下横山2327番3先から同郡同町大字下横山2115番先まで	道路改良工事	平成17年12月9日

公 告

公告

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 主催者

財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都港区虎ノ門1丁目26番5号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 受講申込み及び問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター福岡県支部

福岡市博多区千代1丁目2番4号(電話092-632-4501)

4 講習会の日程

平成18年4月10日(月)、同月17日(月)及び同月24日(月)

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生学 9時間

理容所の衛生管理 18時間

6 受講予定人員

200名

7 受講料 14,000円

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成17年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 主催者

財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都港区虎ノ門1丁目26番5号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 受講申込み及び問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター福岡県支部

福岡市博多区千代1丁目2番4号（電話092-632-4501）

4 講習会の日程

次の第1回から第4回までの日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成18年	6月	19日（月）、26日（月）
		7月	3日（月）
第2回	平成18年	8月	7日（月）、21日（月）、28日（月）
第3回	平成18年	10月	30日（月）
		11月	6日（月）、13日（月）
第4回	平成18年	11月	27日（月）

12月

4日（月）、11日（月）

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生学 9時間

美容所の衛生管理 18時間

6 受講予定人員

各200名

7 受講料 14,000円

監査委員

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を福岡商工事務所等28か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年12月9日

福岡県監査委員 福 本 義 雄

同 進 谷 庸 助

同 伊 藤 龍 峰

同 富 田 徳 二

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

知事部局の出先機関及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関に係る随時監査は、平成17年3月1日又は平成17年4月1日から監査実施日までを監査対象期間とし、平成17年8月25日から平成17年10月25日までの実日数28日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
福岡商工事務所	平成17年3月1日から 平成17年8月25日まで	平成17年8月25日
計量検定所	平成17年3月1日から 平成17年8月26日まで	平成17年8月26日
消費生活センター	平成17年3月1日から 平成17年8月30日まで	平成17年8月30日
久留米高等技術専門学校	平成17年3月1日から 平成17年8月31日まで	平成17年8月31日
小竹高等技術専門学校	平成17年3月1日から 平成17年9月1日まで	平成17年9月1日
田川高等技術専門学校	平成17年3月1日から 平成17年9月2日まで	平成17年9月2日
教育センター	平成17年3月1日から 平成17年9月7日まで	平成17年9月7日
社会教育総合センター	平成17年3月1日から 平成17年9月8日まで	平成17年9月8日
英彦山青年の家	平成17年3月1日から 平成17年9月9日まで	平成17年9月9日
大牟田県税事務所	平成17年3月1日から 平成17年9月13日まで	平成17年9月13日
図書館	平成17年3月1日から 平成17年9月14日まで	平成17年9月14日
東京事務所	平成17年3月1日から 平成17年9月15日まで	平成17年9月15日
大阪事務所	平成17年3月1日から 平成17年9月16日まで	平成17年9月16日
八幡東警察署	平成17年4月1日から 平成17年9月21日まで	平成17年9月21日
戸畑警察署	平成17年4月1日から 平成17年9月22日まで	平成17年9月22日
南警察署	平成17年4月1日から 平成17年9月27日まで	平成17年9月27日
宗像警察署	平成17年4月1日から 平成17年9月28日まで	平成17年9月28日
東警察署	平成17年4月1日から 平成17年9月29日まで	平成17年9月29日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
行橋警察署	平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年9月30日
久留米警察署	平成17年4月1日から 平成17年10月4日まで	平成17年10月4日
大牟田警察署	平成17年4月1日から 平成17年10月5日まで	平成17年10月5日
小郡警察署	平成17年4月1日から 平成17年10月6日まで	平成17年10月6日
直方警察署	平成17年4月1日から 平成17年10月7日まで	平成17年10月7日
南筑後教育事務所	平成17年4月1日から 平成17年10月14日まで	平成17年10月14日
大牟田土木事務所	平成17年4月1日から 平成17年10月18日まで	平成17年10月18日
新北九州空港連絡道路建設事務所	平成17年4月1日から 平成17年10月20日まで	平成17年10月20日
宗像土木事務所	平成17年4月1日から 平成17年10月21日まで	平成17年10月21日
伊良原ダム建設事務所	平成17年4月1日から 平成17年10月25日まで	平成17年10月25日

2 監査の主眼

今回の監査は、福岡商工事務所等28機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、時間外勤務手当及び旅費に主眼を置き調査した。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・11・16	2462	告 示	2203	11	○		19		○ 白山町	● 城山町